

平成29年度 第1回佐賀市文化財保護審議会 議事録

開催日	平成29年6月6日(火)	
開催時間	午前9時30分～10時30分	
開催場所	佐賀市立図書館 大集会室	
出席者	委員	藤口会長、中村副会長、金子委員、松尾委員、本多委員
	事務局	13名 社会教育部 江副部長 文化振興課 宮崎課長、北島副課長、谷澤文化財1係長、角文化財2係長、古賀主査、中野主査、江藤主事、上瀧主事、 観光振興課 溝上係長、伊東主任 業者 2名
議事	【報告事項】 ・旧牛島家の活用について ・精煉方跡の土地取得について ・宗眼寺 木造河童像について	
欠席委員	重藤委員、山本委員	
傍聴者	なし	
報道関係者	なし	

【報告事項】

○旧牛島家の活用について（観光振興課）

※観光振興課による旧牛島家の説明後、業者による活用案の説明あり。

（委員）

旧牛島家は先日、改修工事が行われたばかりだが、その際の工事内容について、指定文化財の現状変更にあたるような工事があったのか教えてほしい。

また、今回出ている計画内容は、現状変更の許可権者である佐賀市の担当者として、

許可できるものなのかについても教えていただきたい。

(事務局)

改修工事の内容については、外壁や漆喰が傷んでいた部分を改修した。その際、内装の形状変更をせずに、現状を踏襲する改修を行った。

(委員)

現状変更に該当するような工事はあったのか。

(事務局)

それはなかった。

(委員)

建具や外壁、屋根なども改修しなかったのか。

(事務局)

改修工事の内容は、壁漆喰、たたきの土間、畳の表替えを行った。

(委員)

その時、工事内容の分かる修理工事報告書などは作っているのか。

(事務局)

報告書として一冊にまとまっているようなものはないが、工事の概要報告書のようなものはある。

(委員)

現状変更しなければならないような案が採用されるようなことがあれば、当然、現状変更申請が必要になってくる。

(業者)

こちらも、文化財として、どの程度保護していかないといけない部分があるかについて、確認させてもらいながら活用できる方法を探していきたいと考えている。

そのため、今回、XXXXXXXXXX活用をしてもよいかどうかをお伺いするために報告をした。

(委員)

XXXXXXXXXXとして活用する場合、利用者の管理などはどうするつもりか。

(業者)

基本的には[]をする形になる。

(委員)

誰かが常駐をするということか。

(業者)

ケースバイケースになるが、[]と考える。

(委員)

もし、何かあったときの対応や責任はどうなるのか。

(業者)

基本的には、[]体制を取るが、[]と考えている。

(委員)

[]として活用する場合は、開館時間だけ常に人がいるということか。

(業者)

お見込のとおりである。

(委員)

佐賀市歴史民俗館は、当初、佐賀市の指定文化財の建物を活用するために、5つの館で始まったと思うが、そこにいつの間にか旧久富家と旧森永家が加わっている。

この点は、佐賀市に聞きたいのだが、佐賀市歴史民俗館の本来の意味合いが変わり、なぜ、この2つが佐賀市歴史民俗館の構成施設として、文化財保護審議会に報告も無く入っているのか、この点は問題であると考え。

また、今回、指定文化財である旧牛島家と未指定の文化財を同じように扱うということも、問題があると考え。

(委員)

現状変更に戻すが、建具をかなり変えているという現状変更を佐賀市が許可した場合、佐賀市の持ち物を活用することはいいことだと思うが、活用をする場合、指定文化財であればモノ自体が文化財であるため、改変は厳しいと考える。今後、現状変更の申請が出された場合、佐賀市が許可権者になるため、許可は慎重に対応をされていくとは思いますが、難しい判断になると思う。

文化財であれば建物の良さを活かすこと、例えばこの時代の建物であれば、暑いときは暑い、寒いときは寒い、というような体験こそが建物の価値だと思う。

一方で、来た人の快適性・利便性もあると思うが、本筋からいけば、新しい建物であればよいのではないかと考える。今回、この提案をされてこの場に来られているということは、この案は一応、許可範囲の中にあるという前提なのか、またここで検討すべきことなのかお伺いしたい。

(事務局)

今回の旧牛島家の案について、どういう目的で文化財保護審議会に諮るのか、事前に観光振興課に聞いたところ、具体的な案も出てきていないため何とも言えないが、文化財のほうで許可するという前提ではなく、活用することに対してどうなのかという意見を聞きたいということだった。これから具体的な案などは決まっていくと思うが、まずは各委員の御意見を聞いて、それを元に今後、詳細を詰めていきたいということである。ただ、現時点で、一切活用できないという話であれば、この話はなくなると思う。条件を付けた上で活用できるというのであれば、文化財との折り合いをつけながら話を進めていきたいと考えている。

(業者)

こちらもそのように、対話を重ねながらやっていきたいと考えている。そもそも、こちらが考えていることなので、例えば、地域の人がどのように受け取るかについても、まだ対話できていない状態である。

旧牛島家を歴史的なことを伝える場所として、どういう活用をするかと考えたときに、そもそもこの建物を活用して良いかなどを伺い、協議しながら進めていくことができればと考えている。あくまで、現時点でこちらが勝手に考えている計画であり、活用できるのかどうかということを考慮していただければと思っている。

(委員)

誤解のないように伝えておくが、基本的には積極的に活用していただきたいと思っている。ただ、その活用の方法が、前提として指定文化財であるということ意識されているのかは疑問がある。未指定の古い建物を活用するのであれば、このような案も考えられるが、指定文化財の場合は、その建物自体が文化財であるため、計画を進めていく上でも、止むを得ず現代のものでないといけないということであれば、現状変更の可能

性もある。

もうひとつ気になるのが、旧福田家や旧三省銀行などのように、応急的、簡易的な推測のもとで耐震補強をしている建造物はあるが、指定文化財の中で、本格的な耐震診断を実施している建造物は無い点が気になっている。

今回、旧牛島家に関しても、耐震診断をまだされていない状態だと思う。こういう計画を立てる上では、より多くの人を使うことが前提になるので、建物の詳細な耐震診断をした上で、耐震補強をし、安全な空間を担保しながら多くの人に開放していかないといけない。

昨日、旧古賀家の修理を行っている業者から連絡をもらい、建物の壁が動いているようだという話があった。このことから、耐震診断をし、耐震補強をやる時期が来ているのではないかと思う。このような部分も総合的に踏まえて、公開など、より多くの活用をしていければと思う。

(委員)

すぐに結論の出るようなことではないが、今は頭出しの段階という認識でよいか。

もし、今後も話し合いの機会がある場合、いつまでに案を出すかなどの考えはあるか。

(事務局)

今回は、たたき台の案、頭出しをした段階であり、まだ絞りきれっていないのが現状である。活用をすることはよいことだが、使い方などについて慎重にすべきという意見もいただいた。文化振興課とも、もう少し具体的な協議をし、計画が絞りきれた段階で、改めて御説明をさせていただきたいと考えている。

(委員)

佐賀市歴史民俗館は、教育委員会文化振興課が管轄すべきものだと思うが、それが観光振興課の管轄になった時期から、使用方法なども変わってきていると考える。

本来、どういう目的で設立したのかという趣旨をもう一度踏まえ直して、検討を行い、場合によっては、立ち止まって考える必要がある。

今後も、できるだけ情報を知らせてほしい。

○精煉方跡の土地取得について

(委員)

精煉方跡地が取得できる方向になったというのは非常に喜ばしいこと。今後の調査が楽しみである。

他の反射炉関係の遺跡の調査がなかなかできない中、精煉方だけでも調査すれば、三重津への繋がりなどもわかるのではないか。

(委員)

取得した後、調査を行い、その成果をもとに世界遺産に追加指定することはできるのか。

(事務局)

技術的にはできないことはないと聞いているが、そのためには、前段として、国の史跡指定を受けなくてはならない。

(委員)

そういう気持ちで進めてほしい。

(事務局)

まずは調査を行うことが使命だと思っている。

(委員)

あまり壊されていないと良いが。

(委員)

借家は撤去するのか。

(事務局)

(資料2Pの)青丸は賃貸住宅で、すでに退去済みと聞いた。今後土地取得の議案が出て、議決後、所有者と契約し、業者さんに解体をしていただくことになる。

(委員)

それで、調査が可能ということか。

(事務局)

解体後は調査が可能になる。

(委員)

(資料2Pの)赤丸のところは続けて住居として使用されるのか。

(事務局)

ここは比較的新しい、築10年くらいの家。ここはそのまま住まわれる。

(資料2Pの) 緑色のところは本宅であり、ここは出られる。赤丸のところはそのままする。

(委員)

土地の取得は、どの範囲なのか。

(委員)

土地の取得後、佐賀市の土地(佐賀市が取得する土地)に住まわれるのか。

(事務局)

そうではない。今は最大の取得範囲を赤枠で囲っているが、赤丸の所は残るので、敷地部分はどこかで区切ることになり、これは今後の協議で決まる。

また、赤丸の敷地部分は佐賀市が買う範囲には入らない。

(委員)

ここには所有者の一族の方が住んでいらっしゃるのか。それとも別の方が住んでいるのか。

(事務局)

所有者の一族の方が住んでいらっしゃる。

(委員)

西側の方に赤枠で囲ってある部分は、精煉方跡地とは関係がないと思われるが、購入をするのか。

(事務局)

ここは精煉方跡ではないが、今後の活用を考えると、北側道路からの進入口がとても狭いことや、駐車場用地としても使えることから購入を考えている。

(委員)

(資料2Pの) 赤色のところ、今、お住まいのところは役宅に当たるのか。

(事務局)

役宅の一部は、今お住まいになっている家にかかっていると思われる。

(委員)

役宅のところは、なかなか調査できないのではないかと。

(事務局)

お願いはできると思うが、家自体は壊せない。

(委員)

家はあっても、南側をどれだけ調査できるかということ。

「(精煉方)略図」の広場と書いてある部分は、蒸気車などを走らせていたイメージか。ここは田んぼではないか。研究施設と書かれた部分で蒸気機関車などを走らせていたと思うが。

(事務局)

今後の文献などでの調査で明らかにしたい。

(委員)

(資料2Pの)緑丸のところは、今後活用すると言われたようだが。研究施設の主要な部分と重なっているように思うが、壊さないのか。

(事務局)

将来的にどうするかはわからないが、

という話を聞いていることから、当面はここに置かせてもらおうと思っている。調査で必要になってくれば、北側の部分がかかっているので、壊すことになるかもしれない。大きな家なので、将来的に活用できることがあるかもしれないので、当面はそのまま残しておく。

(委員)

念願のことなのでよかった。

○宗眼寺 木造河童像について

(委員)

数年前に屋根の銅板が落ちていたが、現在、屋根がこのような状況になっているとは知らなかった。

(委員)

図面はないのか。

(委員)

図面があれば復元もできると思われるが。

(事務局)

図面は無いと思われる。

(委員)

業者に見てもらってはどうか。

(事務局)

業者との連絡は、まだ取れていない。

(委員)

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(委員)

所有者の御意向はどうなのか。

(委員)

[REDACTED]

[REDACTED]ということ

のようだ。

[REDACTED]

[REDACTED]

元通りではないとしても、何らかの形で覆い屋ができれば良いのではと依頼をされた方に連絡をしているところである。初代藩主の御霊屋で、当時のものであれば、とても貴重なものだと思う。

資料を見ると、佐賀市の文化財になった指定の年が昭和52年ということだが、その当時、なぜ河童像だけ指定をしたのか。河童像は門のところ、御霊屋にあるからこそ意味がある。そうであれば、保存もできたかもしれないのに、現在のような指定の仕方をしたこと自体が不可解である。

(委員)

当時のことがわかる方はいらっしゃらないか。

(委員)

私も知らない。

(委員)

御霊屋は、初代藩主の夫婦のものなので、全体で指定されるべきだった。

河童像については、松原神社や北面天満宮にもある。特に北面天満宮のものは、門も古いので、今からでも、河童像を含めた指定を行わないと守っていけない。北面天満宮の門は修復されたのではないか。

(委員)

地元の方が自分たちでお金を出して修理されたと思う。

(委員)

6月12日から解体とのことで、日にちがないが、それまでにできる限り、写真などの記録は取れないか。

(委員)

建築の専門家など、写真を撮るとしても、専門家がきちんと撮るほうが良い。

それよりも、解体を延ばしてくれるほうが良いが。

(委員)

えらく急だなという印象。

(委員)

今まで放っておいて。

(委員)

どうしてなのか、疑問に思う。

(委員)

前回の審議会で見に行って、正直、気になっていた。あの時、視察後に話し合いをして、こういう場で対応を検討できたのならよかったと思う。これだけ建物が傷んでいると、かなり危険な状態である。

部材はどの程度、保管してもらえるのか。解体される業者次第なのか。

(事務局)

御住職と話して、こちらで保管することになっているのは、卒塔婆と扉だけである。こちらで全部を引き受けるということは、現時点では難しい。業者とまだ話し合いができていない部分もあるため、できる限りの調整はしたいと考えている。

(委員)

卒塔婆も古いものが残っており、こういう例はあまり残っていない。

(委員)

仙台の伊達家のもの（伊達政宗の御霊屋。瑞鳳殿。）がとても有名だが、あれは第二次世界大戦の空襲で焼けてしまったものを戦後、復元している。

（委員）

ここまでになっていると、それはなかなか難しい。

（委員）

河童像のみが佐賀市の指定文化財だが、これだけが保管をされても、指定のままでも良いのかどうか。

（委員）

写真で見ると御霊屋の外側の屋根は相当な傷みがあるが、内側の河童像の付近はなんとかまだ保っている。

（委員）

手前の門の所だけ残すのは難しいのか。

修復したいと言っていた方が、たぶん今日ぐらいにお寺さんと連絡を取られるはずなので、状況が変わるかもしれない。しかし、最悪の場合を考えて、一応、記録だけは取ったほうが良いかもしれない。

（委員）

河童像を指定したときの記録はあるのか。

今、これをやるにしてもある程度、記録を取ることが必要。

（委員） 本

例えば、お寺で仏像を指定するときも、仏像だけを指定することはある。

（事務局）

昭和52年の指定では、河童像のみを指定し、周りは指定していない。

（委員）

どうしてこのような指定の仕方をしたのか、と私たちが言われないようにしなければならぬ。

（事務局）

仮にこれを復元するとなると、できるだけ、部材を残しておいたほうが良い。

（委員）

使えるところと使えないところがあると思うが。

(事務局)

そこは判断をしなければならない。写真だけ撮っておけば良いというわけではない。

(委員)

実測などをしておかないと復元は難しいため、時間があるならば、実測をしたほうが良いと思う。

(委員)

残るものは残し、まだ使えるものは使う。

(委員)

建物が倒れているので、断面図や高さ関係が難しい。調査できる状況なのかがわからないが、時間をもらえれば十分調査できると考える。

(委員)

どのくらいの時間がかかるか。

(委員)

6月いっぱいあれば調査できる。

(委員)

できるだけ調査を行い、記録しておいたほうが良い。

(委員)

図面を取っておけば、復元はできる。

(事務局)

御住職は、梅雨に入る前に解体をしたいと考えておられるようだ。4月に御住職から連絡があったときは、その前日に大雨が降っており、その翌日だった。それで、心配になられ、このような危険な状況なので、梅雨前にどうにかしたいと考えられたのだと思う。

(委員)

熊本地震の影響で傷みがひどくなった部分もあると思う。なんとか最善を尽くしていただきたい。

○会議終了後現地視察を実施